

令和7年第9回教育委員会定例会  
(5月7日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和7年5月7日（水）午後1時32分から午後2時20分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	浦井 祥子
委 員	神田しげみ
委 員	垣内恵美子

○出席者

事務局次長	佐々木洋人
庶務課長	山田 安宏
教育施設担当課長	中島 伸也
学務課長	仲田賢太郎
児童保育課長	村松 有希
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指導課長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	増嶋 広曜
生涯学習推進担当部長	吉本 由紀
生涯学習課長	吉江 司
スポーツ振興課長	榎本 賢
中央図書館長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

（1）学務課

ア 石浜橋場こども園における預かり保育事業の拡充について

（2）児童保育課

イ 保育所等を利用する世帯への支援の拡大について

ウ 保育所等における物価高騰への支援について

エ 谷中保育園隣接地の取得について

2 報告事項

（1）庶務課

ア 令和7年6月の行事予定について

(2) 児童保育課

イ 令和7年4月保育所等の入所状況について

(3) 放課後対策担当

ウ 令和7年4月放課後対策事業の利用状況について

(4) 教育支援館

エ 令和7年度教科書展示会について

3 その他

- ・ 予算特別委員会における審議事項について
- ・ 令和7年第1回区議会定例会予算特別委員会における代表質問及び一般質問について
- ・ 令和7年第1回区議会定例会予算特別委員会における総括質問について
- ・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 子育て・若者支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午後1時32分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和7年第9回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

また、川崎委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。本日の議題には、東京都台東区教育委員会会議規則第15条第1項に該当する案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第1、教育長報告の報告事項、庶務課のア、教育支援館のエから聴取し、その他の案件については、傍聴人退出後に非公開で聴取いたしたいと思います。なお、非公開会議の会議録については、本来公開するものではございませんが、本定例会で非公開とした案件については、区議会に報告後に公開することいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第1、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは6月の教育委員会の予定についてご説明いたします。資料5をご覧ください。

教育委員会の定例会は6月11日と24日、ともに午後2時からの開会の予定でございます。ただし24日につきましては、ただいま調整中でございまして、日程の変更をさせていただく可能性がございますのでお含みおきください。

それから、6月27日の19時30分からはラジオ体操指導者講習会の修了式がございます。

簡単ですが6月の予定は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

#### （4）教育支援館 エ

○佐藤教育長 次に、教育支援館のエについて、教育支援館長、報告をお願いします。

○教育支援館長 それでは、令和7年度教科書展示会について報告申し上げます。

項番1、展示する教科書ですけれども、小学校用教科書目録（令和8年度使用）及び中学校用教科書目録（令和8年度使用）に登載されている教科書となります。

項番2、展示期間ですけれども、（1）法定展示会として、令和7年6月16日、月曜日から令和7年7月2日、水曜日まで。日曜日と6月28日の土曜日を除く14日間となります。（2）の特別展示会ですけれども、今年度につきましては小学校用及び中学校用教科書の採択替えがないため、特別展示は行わないこととなります。

項番3、展示時間は午前9時から午後5時まで。

項番4の展示場所については、今年度生涯学習センターの工事が進んでいますので、3階にて展示を行うということになります。

報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

（なし）

○佐藤教育長 それでは、教育支援館のエについては、報告どおり了承願います。

### 3 その他

○佐藤教育長 次に、その他事項についてです。

事前に資料を配布させていただいている。後ほどご覧いただければと思いますが、資料について、ご質問や補足の説明などございますか。

よろしいでしょうか。

（なし）

○佐藤教育長 それでは会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより会議は非公開いたします。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

（傍聴人退出）

○佐藤教育長 非公開の会議録署名員につきましては、定例会に引き続き垣内委員にお願いいたします。

### 〈日程第1 教育長報告〉

#### 1 協議事項

##### （1）学務課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

初めに、学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、石浜橋場こども園における預かり保育事業の拡充についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

初めに、項番1の背景でございます。近年、石浜橋場こども園の短時間保育では入園者数が減少しております、就学前人口の減少や長時間保育へのニーズの高まりが要因として考えられます。このような状況を踏まえまして、保護者や利便性に関する調査を実施いたしましたが、預かり保育の拡充を望む声が多く寄せられたことから、保護者ニーズへの対応を図るものでございます。

次に項番2、現状でございます。現在、石浜橋場こども園では、長期休業中を除く平日の午後の時間帯のみ、定員20名で預かり保育を実施しております。

項番3の拡充内容をご覧ください。現状、今申し上げました表の一番左側でございます、平日の2時から5時で預かり保育を実施しておりますが、令和7年度につきましては、表の中ほどにあります、現行体制の中で実施が可能な範囲で行うということで、夏季休業中に定員5名で預かり保育を実施いたします。

令和8年度以降につきましては、表の一番右側のところでございます。3点ございまして、まず平日につきましては朝の時間帯の実施及び18時までの延長、2点目に土曜日の実施、3点目に長期休業中の実施をいたします。いずれも定員が20名でございます。

次に、項番4、預かり保育料でございます。預かり後保育料につきましては、区立こども園の料金体系を基準に設定をしております、金額につきましては、利用時間数に応じて、平日が120円から640円、土曜日及び長期休業中は880円から1,520円とする予定でございます。

なお、本件に係る条例改正案は、次回5月27日の教育委員会においてご審議をいただく予定でございます。

最後に項番5、今後の予定でございます。5月27日に教育委員会で条例改正の意見聴取をお願いした後に、6月に区議会へ報告しまして、7月の中旬から夏季休業中の預かり保育を先行実施いたします。令和8年度からは本格実施をする予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○垣内委員 かなり思い切った拡充ということで、非常にニーズに応えられるんじゃないかなというふうに思いますけれども、そのためには相当、その組織体制も、この働き方改革の中、拡充していかなければならぬと思われますが、その辺りはどういうふうなお考えなんでしょうか。

○学務課長 まず令和7年度ですけれども、現行の体制の中で可能なことをやらせていただき、そのオペレーションについて、プレで実施をしてノウハウを身に付けるという予定でございます。

8年度以降につきましては、おっしゃるとおり、人的な部分が不足してくるかなと思っておりますので、様々な方法で体制の拡充を検討してまいりたいというふうに思っております。

○垣内委員 ご説明ありがとうございました。

というのは、こういう追加の作業が出るということは、人員の拡充というか、人ぐりがすごく重要ではないかと思うんですね。オペレーションの展開もあるでしょうから。

その辺りはどういうふうに見込まれているのか。今の時点でのお考えで結構ですので、教授していただければと思います。

○学務課長 説明が不十分で大変失礼いたしました。

来年度からの本格実施は、我々の今の予測ですと、大体3名ぐらいの人が不足するのではというふうに考えておりまして、例えばですけれども、派遣をお願いするとか、会計年度さんを採用するとか、様々な方法があるかとは思いますが、その人の部分も含めて充実を検討していきたいと考えております。

○垣内委員 ありがとうございました。

しつこいようで恐縮ですけど、今年はどうされるんですか。夏季休業中もオーブンするということですので、定員5名ではあっても多分満杯になるでしょうから、やっぱり人が必要じゃないかという感じはいたしますが、いかがですかね。

○学務課長 今年度につきましては、夏休みの間中だけ実施をさせていただくということで、夏休みの期間中、教員の先生方は通常は研究等をされておりますけど、その調整の中で現行の体制で可能な人数ということで、5名という定員を設定させていただいたというところでございます。

○垣内委員 現場の先生方は納得されているということで、理解いたしました。

ぜひよろしくお願ひいたします。

○神田委員 私も、こども園が保護者の要望に沿って充実していくことは、大変よいことだと思います。

令和8年度に出されている預かる日にちや時間は、保育園並みになっているでしょうか。

○学務課長 8年度の実施内容、園によって民間の保育園は時間が異なってまいりますので。ただ、現在、ほかの区立のこども園で実施している預かり保育の内容ですとか、後、先ほど申し上げました人的な問題というか、マンパワーの問題を踏まえて、総合的に考えてこの時間というふうにさせていただいているところでございます。

○神田委員 区立の保育園並みということですか。幼稚園の預かり保育ということではなく、区立の保育園と同じようになっていますか。それとも若干短くなっていますか。そういったところを教えてほしいです。

○学務課長 失礼しました。区立の保育園ですけれども、7時15分から実施をしているということで、朝については、石浜橋場の実施予定の時間よりも少し早く実施をされているというところでございます。

民間の指定管理者が実施をしております寿と台東に関しても、開始は 7 時または 7 時 15 分ということで、少しそれよりは遅い時間で始めさせていただくというところでございますが、ただ体制を考えてこのようにさせていただきたいと考えてございます。

○神田委員 朝の要望というのがやはり大きいのかなと思うのですが。預けられる時間が、多少控えめにしなくてはならないのでしょうか。そこは同じに、ばんと打ち出してもいいのではと、個人的に思うところです。

もう一つです。こども園は、当初とてもすばらしい考え方だと思っていましたが、年数が経つにつれて、どちらかというと幼稚園的なこども園と、保育所的なこども園に分かれているように感じます。他区を見ていて感じます。

石浜橋場こども園は、どちらの方向に向いているのでしょうか。話せる範囲で結構ですので、教えていただけたらと思います。

○学務課長 石浜橋の子供につきましては、幼保連携ということでお互いの良さをそれぞれ生かしつつ、という園でございますので、決して保育園の保育のニーズに今現在偏っているというようなことではないのかなというふうに考えております。

ただ、資料上の概要でも記載をしておりますけれども、実は長時間保育については毎年度定員まで埋まっているんですが、短時間保育については入園者数が年々減少していまして、今年度は 4 名というような状況でございます。そういう現状も踏まえまして、預かり保育についての拡充に至りました。

○神田委員 私が言いたいのは、せっかく幼稚園教員と保育士がいるので、それぞれのよさが生かされるようお願いしたいです。特色をしっかり出し、保護者のニーズに合わせ、教育の内容のすばらしさを、アピールしながら進めていくことが大切です。私は本当にこども園のよさというのはそういうところだと思うので、ぜひ充実させていただけたらと思います。

○浦井委員 令和 8 年度のところの 20 名という定員は、基本的にお子さんの数、つまり定員 20 名の預かり保育ということで、この数は多分現状を踏まえて決めていらっしゃるんだと思うんですけれども。これは石浜橋場こども園のほうに通っていらっしゃるお子さんが対象ということだと思いますが、もし仮に在園のお子さんがほぼ全員申し込まれたときも対応が可能なのか。それとも 20 名以上いらっしゃっても、20 名で打ち切って、何かしらの選考を行うのか。

どうしても長時間の保育があるという前提で、この園にお子さんを入れられた保護者の方は、預けられることを前提で考えていらっしゃる。預けることができるという前提で考えていらっしゃることが多いと思います。定員の 20 名というのはどういう形で決めていらっしゃるのか。これが園の人数にとって十分な人数であるのか。それともある程度多い人数が申し込まれたら選考が必要であるのか。ちょっとその辺りのことを、もし分かれば教えていただきたいと思います。お願いたします。

○学務課長 まず、人数の設定でございますけれども、現状も 2 時～5 時では預かり保育

を実施してございます。こちらは定員 20 名で実施をしておりますが、現在のこの 2 時～5 時の預かり保育を利用されている方の割合が約 3 分の 2 でございます。1 日に平均をすると 6 名というような状況でございます。

そういうことを踏まえまして、8 年度以降、定員 20 名でとりあえず設定をさせていただいたというところでございますが、利用に当たりましては、1 か月前に電子申請をしていただいております。それで重複があれば抽選をするような形で公平性は担保しているというところでございます。

○浦井委員 ありがとうございます。やはり走り出してみないとなかなか難しいところもあると思います。そのうえでなのですが、1 か月前の申請とおっしゃっていらっしゃる。もちろん、準備をするためにはそれぐらい前に人数を定かにすることは必要だとは思うんですけども。多分保護者にしてみると、1 か月前から預けたいかどうか分からないという方も結構いらっしゃって、直前になって仕事の予定がつかなくなったから預けたいとか、保護者が具合が悪くなったりとか、急な場合が起こることも多いのではないかと思います。どうしてもその辺りのせめぎ合いはあると思うんですが、可能な限りで構いませんので、フレキシブルな形で進めてやっていただけたらと思うところです。よろしくお願ひいたします。

○学務課長 失礼いたしました。

1 か月前の申込というのも、その抽選の実施の調整のために設けている期間でございまして、その日の定員に空きがあれば、園に直接申し込んでいただいて、その後も対応できますので、そういう形で対応していきたいと思います。

○浦井委員 そういうことでしたら、使いやすくなるのかなと思います。とてもいい方向の改革だと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○神田委員 預かり保育料というのは時間で計算するのでしょうか。保育所では、預かり保育料は要らないのですよね。時間を延長すると必要になるのですか。その辺りがどうなっているのか教えてください。

○学務課長 まず、保育料の費用の設定でございますけれども、委員おっしゃったとおり、時間あたりというのと、あと、おやつがあるかないか、あとは給食があるかないかとか、それに応じて費用が変わってまいります。

ご指摘のとおり、保育所では保育の短時間の方と長時間の方で預かる時間が変わってまいりますけども、保育の認定を受けた方というのは、その中にこれが含まれているというような状況でございます。

ただ、無償化が国によって行われていて、一定の額までは、具体的には月額 1 万 1,300 円までは、預かり保育料の支払った分の還付が受けられるというような仕組みもございますので、そこでバランスを取っているという制度でございます。

○神田委員 ありがとうございます。

やはり結構なお値段だったので、認定保育はなかなか難しいのかなと思って聞かせていい

ただきました。どうもありがとうございます。

○佐藤教育長 ほかに。よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

## (2) 児童保育課 イウエ

○佐藤教育長 次に、児童保育課のイからエについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それではまず、協議事項のイ、保育所等を利用する世帯への支援の拡大について、ご説明をいたします。資料2をご覧ください。

項番1、概要です。保育所等を利用する世帯の経済的負担をさらに軽減するため、保護者負担額の減額や利用料助成の対象を第2子以降から第1子に拡大するなど、支援の充実を図るものでございます。

項番2、施設別の支援の内容です。まず(1)認可保育所、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所、家庭的保育事業等につきましては、0歳から2歳までの保育料を第1子、第2子以降の区別なく、保護者負担なしといたします。

次に(2)認証保育所、認可外保育施設につきまして、保育料助成額の上限を0歳から2歳児に対しては、第1子、第2子以降の区別なく、0から2歳に対しては月額8万円、3歳から5歳児に対しては月額7万7,000円に変更いたします。

次に(3)私立幼稚園です。満3歳児の預かり保育利用料に対する助成として、保育の必要性を確認した満3歳児の第1子を有する課税世帯に対しても、園児1人当たり月額1万6,300円を上限として助成をいたします。

次のページをご覧ください。(4)障害児通所支援事業所を利用する0歳から2歳の全ての児童につきまして、サービス利用にあたっての保護者負担を第1子、第2子以降の区別なく負担なしといたします。

項番3、実施時期ですが、こちらは東京都の補助事業を活用いたしますが、都の補助事業が本年9月からの開始となっておりますが、本区においては4月から実施いたします。

項番4、補正予算要求額です。歳入は保育料の減額、約4億円と、東京都の補助金約2億9,400万円増、こちらの相殺によりまして1億688万円の減。歳出は、事業者や保護者への追加給付のため1億4,584万1,000円の増でございます。

項番5、今後の予定です。政策会議に諮った後に、5月27日のこちらの教育委員会におきまして、東京都台東区保育所等保育料条例の改正についてご意見の聴取をさせていただきます。その後、第2回区議会定例会で補正予算を提出し、併せて子育て・若者支援特別

委員会に報告をいたします。補正予算の成立後、直ちに補助の拡大を実施いたします。

ご説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願ひいたします。

引き続き、協議事項のウ、保育所等における物価高騰への支援についてご説明をいたします。資料3をご覧ください。

はじめに項番1、概要です。令和4年度から区は保育所等に対し、物価高騰への支援をしてまいりましたが、依然として光熱費及び食材の仕入れ価格の上昇が続いており、今後の先行きも不透明な状況でございます。このため、施設がより安心して保育運営等を行えるよう支援するものでございます。

項番2、事業概要です。（1）支援内容につきましては、表の左の列の各施設に対して、それぞれ右側の列の内容で補助をしてまいります。なお、表の上3行、及び一番下の行、一時預かり事業の一部については、東京都の補助、10分の10の補助を活用してまいります。

（2）実施期間は令和7年4月から9月まででございます。

項番3の補正予算要求額は、歳入が1,825万6,000円、歳出は2,676万円です。

次のページをご覧ください。項番4、今後の予定ですが、政策会議に諮った後、第2回区議会定例会に補正予算を提出し、併せて子育て・若者支援特別委員会に報告をいたします。補正予算成立後から事業を実施してまいります。

こちらについてのご説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願ひいたします。

引き続き、協議事項のエ、谷中保育園隣接地の取得についてご報告をいたします。資料4をご覧ください。

項番1、取得の目的です。谷中保育園は、幅員4m未満の私道と私有地に面しております、車両の搬入が制限されるほか、改築の際には、建築基準法の規定により、園の敷地が現状より狭くなるといった課題がございます。

隣接地を取得することで、こちらの課題の解決を図りながら、既存の敷地と合わせた効果的な活用を推進することができるようになります。

項番2、取得予定地です。所在地は上野桜木2丁目16番7号。取得面積は274.41平米でございます。

項番3、補正予算要求額は3億4,484万6,000円でございます。

項番4、今後の予定につきましては、政策会議に諮った後、第2回区議会定例会に補正予算を提出し、併せて子育て・若者支援特別委員会、企画総務委員会に報告をいたします。補正予算の成立後、区の財産価格審議会を経まして、取得に向けた手続きを行う予定でございます。

ご説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願ひいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、まず、児童保育課のイについて。何かご質問等はございますでしょうか。

○垣内委員 これも大事なことだと思いますのでぜひ進めていただきたいと思うんですけど、ちょっと関心があります。

この非課税世帯、世帯員全員が非課税であるという世帯だと思いますが、ちょっと相対的貧困世帯なのかなと思うところもあるんですが、具体的にはどのような方々で、どのくらいの比率があるのかというのを、もし、ざっくりで結構ですので、お持ちであれば教えていただければと思います。

○児童保育課長 区の保育料の条例の中で、保育料を世帯の収入によって規定をしている条例になっているんですけども、その中で、区民税の均等割をお支払いいただいている方、大体年収でいいますと 260 万円ぐらいの方から保育料をいただくことになっておりまして、それより収入が低い方というところをこちらの非課税世帯に当たってくるのかなというところはあるんですけど、すみません、ちょっと相対的にどのぐらいの数かというのは、手元に数字がございませんで、申し訳ありません。

○垣内委員 そうしますと、保育料は非課税世帯の方は払っていないということでしょうか。それで、これは、保育料助成の上限というのは、上限が月額 8 万円になるということですけれども、これは私立の場合とか、そういうことでしょうか。

○児童保育課長 ご説明が不足しております、申し訳ございません。

先ほど申し上げた保育料条例で保育料をお支払いいただいているのが、(1) の民間保育所であるとか、こういったところに通っている方の数字でございまして、(2) の、この上限を補助させていただくという世帯の方に関しては、まず一旦保育料をお支払いいただいた上で、そこに対して区のほうが後からそのかかった経費を還付させていただくというものになります。

○垣内委員 分かりました。ありがとうございました。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、次に児童保育課のウについて、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、次に児童保育課のエですね、谷中保育園隣接地の取得です。これについて、何かご質問はありますか。

○垣内委員 4 m の道路に、これからこの土地を取得すると隣接することになるので、今後の改築とか、その他に非常に有利になるのでいいかなというふうに思っております。また、なかなか土地が出にくい場所でよく手当できて、ラッキーと思います。金額とかもそれなりにリーズナブルな感じもしていいなと思うんですけど、ちょっと形状が変わった形なので、今後どういうふうにお使いになるのか、もし何かお考えがあれば、教えていただければなと思います。

○児童保育課長 まず現状、こちらの土地なんですけど、今申し上げたとおり、私道であるとか私有地に囲まれておりますので、まず車の搬入ができないというところの課題がございます。現状も何か荷物の運搬をしてきていただく事業者の方にはちょっと離れたコインパーキングに車を停めていただいて台車で搬入してもらうですか、そういったところがございます。まずはそういった駐車のスペースですか、保護者を含めまして、自転車の送迎の方の駐輪のスペースとしても、こちらはすぐに活用できるのかなというところを考えております。

あとは、この建物自体が随分古くなっておりまして、大規模改修等も検討していきたいなというところにはなって参りますので、今後はそういった場合には、例えば今度園庭を拡充するですか、そういった新しい使い方についても検討することがようやくできるようになるのかなというふうに考えているところでございますので、そういった活用について検討していきたいと考えております。

○垣内委員 ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、児童保育課のイからエについては、協議どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (2) 児童保育課 イ

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

初めに、児童保育課のイについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 引き続きまして、報告事項のイ、令和7年4月、保育所等の入所状況についてご説明をいたします。資料6をご覧ください。

初めに、項番1、全体の概要についてです。区全体の保育所の定員が4,369人で前年同月比72人の減、園児数は3,771人で25人の減、入所率は86.3%で、0.8ポイントの増となっております。なお、待機児童数は昨年度に引き続き0人です。

項番2、類型別の入所状況についてです。まず、一番上の区立認可保育所は定員が昨年から2人減となり、園児数は18人の減となっております。

次に、私立認可保育所については、北上野の保育室の閉室に伴い、四、五歳児の受入れ先が北上野クローバー保育園となったことや、需要に合わせた定員の調整などから、全体で定員が20人増、園児数は50人の増となっております。入所率は前年度とほぼ同様です。

次に、認定こども園は、前年とほぼ同様で、引き続き高い入所率となっております。

小規模保育所は、うれしい保育園谷中の閉園などにより、定員が 20 人減となっておりますが、入所人数は昨年度と同様です。

事業所内保育所は、園児数が定員に達している状況でございます。

家庭的保育事業は、前年と同様になっております。

次に、緊急保育室ですが、こちらは待機児童対策のために設置いたしました区立の認可外保育所ですが、開設期間が令和 7 年 3 月 31 日までと決定していたため、現在は閉室しております。

最後に居宅訪問型、こちらはベビーシッターですが、利用が 3 人減となりました。

東京都が独自の基準により設置しております認証保育所や国が仕事と子育て両立のために推進する企業主導型保育事業については、記載のとおりでございます。

最後に参考といたしまして、5 年間の推移を記載しております。令和 3 年以降入所率が低下する中、今年度も昨年度に引き続き、区が定員変更等により供給を調整することで、入所率がやや上昇しております。定員については、需要に応じて引き続き臨機応変な対応を図ってまいります。

また、資料の 2 ページ目以降につきましては、類型別の入所状況を詳細に示したものとなりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

長くなりましたがご説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○浦井委員 2 番の類型別の入所状況のところなんですか。事業所内保育所のところで、入所率が 100% で増減がマイナス 17.4 点ということは、前回は 100% を越えていたということでおろしいでしょうか。

○児童保育課長 委員からご指摘いただきましたとおりで、昨年度は従業員枠の空いている部分について、地域枠として活用させていただけたという経緯がございまして、当初の想定より多い人数で。

○浦井委員 なるほど、よく分かりました。ありがとうございました。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、児童保育課のイについては、報告どおり了承願います。

### (3) 放課後対策担当 ウ

○佐藤教育長 次に、放課後対策担当のウについて、放課後対策担当課長、報告をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、報告事項のウ、令和 7 年 4 月放課後対策事業の利用状況についてご説明いたします。資料 7 をご覧ください。

項番 1、こどもクラブの利用状況です。表にはこどもクラブ名、定員、4 月 1 日時点の利用者数、その学年別の内訳、最後に待機児童数を記載しております。

表の一番下の行、合計をご覧ください。本年度の各こどもクラブの合計の定員は 1,719 名でございます。前年度 4 月と比較して 65 名増えております。

続きまして、利用者数の合計は 1,572 名で、前年度と比較して 41 名の増でございます。

次に本年 4 月 1 日時点の待機児童数は 54 名でございます。今年度から、表欄外の※印に記載させていただきましたとおり、国基準、つまり 20 分から 30 分程度で通所可能なクラブに空きがある場合は、待機児童数には含まないとする待機児童数を表記させていただき、待機児童数を 54 名としております。待機となった方々には、入所可能なクラブや放課後子供教室、それから児童館でのランドセル来館、小学校 3 年生までを対象としたベビーシッター利用支援事業などをご案内しているところでございます。

続きまして資料の 2 ページをご覧ください。項番 2、放課後子供教室登録状況です。

表には、放課後子供教室実施校ごとに在籍児童数と、そのうち放課後子供教室の利用登録をされた登録者数、その学年別の内訳を記載しております。

今年度より新たに台東育英小学校と富士小学校の 2 校で開始をいたしまして、全 17 校で実施しております。また、忍岡小学校と谷中小学校に加えまして、上野小学校、平成小学校、浅草小学校の 3 校につきましても、実施時間の延長を行っております。

実施校の合計となります、表一番下の行をご覧ください。利用には毎年度登録が必要であり、4 月 1 日現在の登録数は、実施校全児童数 6,190 名のうち 3,089 名、約 50% の児童が登録されております。登録者の傾向としましては、例年と同様、低学年の児童が多くなっているところです。

今年度もこどもクラブ、放課後子供教室を児童の安全・安心な放課後の居場所として運営してまいります。

ご報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○浦井委員 途中でご説明くださった、待機児童数が国の基準によって今回表記を変えられたということなんですけども。この国の基準を適用する前の形、つまり二、三十分以上離れたクラブを希望している児童や保護者がいるということを含めて出した数というのは、どの程度差があるのか。もし分かれば教えていただきたいと思うのですが。

○放課後対策担当課長 今、委員からご質問ありました人数ですと、97 人になります。昨年が 121 でしたので、減っているということでございます。

○浦井委員 やはり、97 人中の 54 人ということになるわけですので、それなりの数の方が、あえて自宅から離れたところを希望していらっしゃるということで。ここに出ている人数はこの出し方でも構わないと思うんですけども、その方々がどういうふうに判断なさるか、待機児童としては扱われないけれども、そういうことなら別のところに行くと考えるのか、それでも待たれるのか、いろいろなご判断があると思いますので。多分、過渡期というか、なかなかこういう表や何かには見える形にならあいかもしませんが、なかなか入れずに待っている方がいらっしゃるという時期が、しばらくはあるのではないかと

思います。いろいろやっていたい上で、さらに申し訳ないですけれども、ぜひそういったところも、本筋だけで判断せずに見ていくいただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○神田委員 こどもクラブで待機している子供たちに、放課後子供教室を進めているということですが、ほぼそちらのほうに行っているのでしょうか。

○放課後対策担当課長 待機されている、こどもクラブに通いたくても待機ということで、空いているクラブをまずご案内はしていますけれども、実際には放課後子供教室に行っていらっしゃる方もいますし、それから児童館のランドセル来館のサービスを使っている方もいらっしゃいますし、または民間の塾ですとか、習い事に通われているという方もいらっしゃると認識しております。

○神田委員 ありがとうございます。

ということは、そこまで困っているという人はいないというような認識でしょうか。

また、待機児童数が減少しているようですが、今後子供たちの数が減っていくので、今後解消されるという見通しを立てていらっしゃるのでしょうか。

○放課後対策担当課長 委員ご発言のとおり、困っていらっしゃる方はやはりいるとは存じますが、今我々が進めている待機児童対策の中で、こどもクラブの空きの教室と、それから放課後子供教室では全児童、その小学校の通っている方は皆さん通えますし、また児童館のランドセル来館等を選んでいただけるように体制を整えているというところではございます。

引き続き、待機児童がなくなりますように進めては参りたいと思っていますが、今回もご提示させていただいた入級時の待機児童数につきましては、代替のクラブがない方ということもありますので、優先的に対応しなければならない必要があるという方だとは認識しております。

○佐藤教育長 よろしいですか。

その他、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、放課後対策担当のウについては、報告どおり了承願います。

### 3 その他

○佐藤教育長 本日の案件については以上でございます。

その他、何かご発言等はございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後2時20分 閉会